

富山市一般廃棄物処理基本計画

〔概要版〕

平成19年3月

富 山 市

目 次

第 1 章 はじめに	1
1 . 1 計画策定の趣旨	1
1 . 2 計画の期間	2
1 . 3 将来指標（将来人口）	2
1 . 4 計画の性格と位置づけ	3
第 2 章 ごみ処理基本計画	4
2 . 1 基本理念	4
2 . 2 基本方針	5
2 . 3 計画目標（数値目標）の設定	6
第 3 章 生活排水処理基本計画	16
3 . 1 基本理念	16
3 . 2 基本方針	17
3 . 3 対象となる生活排水及び処理主体	18
3 . 4 生活排水の処理体系	18
3 . 6 生活排水の処理計画	19
3 . 7 し尿・汚泥の処理計画	22

第1章 はじめに

1.1 計画策定の趣旨

(1) ごみ処理基本計画

産業や経済の発展によって、私たちはものが豊かで便利な社会生活を営むことができるようになりました。その反面、こうした生産活動を支えるために毎日多くの天然資源やエネルギーが消費され、日常生活でも使い捨てが助長される「大量生産・大量消費」型の社会構造が定着しました。こうした社会構造によって、ごみ量は年々増加の一途を辿り、ごみ質が多種・多様化する「大量廃棄型」社会が生み出されました。

その結果、私たちの身近な生活圏においてはごみ処理の困難化や処理に伴う費用の増大、最終処分場の残余容量の逼迫等のごみ問題が深刻化し、さらに、地球的規模においても天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化等の環境問題がクローズアップされてきています。

現在、このような社会構造から脱却し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に向けて、社会的・法制度的な動向が大きく変化する過渡期にあります。

富山市（以下、「本市」という。）においても、市民や事業者との協働体制の形成やごみの発生抑制、ごみ処理のあり方等について、柔軟な対応を要する多くの課題に直面しており、これらの課題に取り組むための中長期的な基本方針を示すことが喫緊となっています。

そこで、本計画が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定する廃棄物行政の最上位計画であることを踏まえ、本計画を市が目指す循環型まちづくり「脱埋立都市とやま」の形成に向けての“起点計画”として位置づけるものです。

本計画では、今後10年間で市が目指していく将来像を明らかにするとともに、ごみ処理に係る問題意識を市民・事業者・行政間で共有し、独自または相互に連携しながら果たしていく役割を具体的に示します。また、本計画の進捗状況が容易に点検・評価でき、更なる改善が図られるよう、計画目標は可能なかぎり数値化し、各施策の方向性を明確化する等して、より実効性の高い計画となることを目指します。

(2) 生活排水処理基本計画

工場や事業所からの排水に対する規制が進む一方で、一般家庭から排出される生活雑排水による汚濁負荷の割合は相対的に上昇しており、生活雑排水に対する取り組みが課題となっています。

市では、昭和37年10月に公共下水道事業を供用開始して以来、処理区域の整備と水洗化の促進を図ってきており、平成17年度末の下水道人口普及率は81.4%となりました。また、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置事業等を含めた施設整備率は92.1%となり、全国平均の80.9%、富山県平均の86.2%を上回り、順調に施設整備が進められているところです。

この結果、市内河川等の水質は全般的に改善されてきており、引き続きこれらの良好な水質を保持していくことが求められています。そのため、今後も市街地や集落地域、山間部等の整備地域の特性に見合った施設整備の推進とともに、施設整備完了地域における水洗化の早期接続が重要となっています。

一方、し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、下水道等の集合排水処理施設の整備と水洗化の進捗に伴って減少し続けており、平成8年度から平成17年度までの10年間で概ね半減しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、平成17年4月の市町村合併以降も旧収集・運搬体制を引き継いでおり、つばき園（市所管）、中部衛生センター（組合所管）、万浄園（組合所管）の3つの施設にそれぞれ搬入され、適正処理しています。しかしながら、処理施設の老朽化が進んでおり、今後は年間処理量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、各処理施設のあり方を検討する時期にきています。

このような状況を踏まえ、本計画では、今後10年間の生活排水処理における基本的な方針を明らかにしていきます。また、生活排水の処理計画においては、下水道等の事業計画等を踏まえ、将来の生活排水の処理形態別人口を予測し、目標年度における施設整備率並びに水洗化・生活雑排水処理率を示すとともに、それが実現したときの水環境改善効果等を示します。そして、し尿・汚泥の処理計画においては、水洗化・生活雑排水処理率に基づいたし尿・浄化槽汚泥量を予測するとともに、今後の収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画の方向づけを行います。

1.2 計画の期間

計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間とし、平成19年度から平成23年度までを前期、平成24年度から平成28年度までを後期とします。また、計画の目標年度は前期末の平成23年度、後期末の平成28年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、本計画は国の指針¹に基づいて概ね5年ごとに改訂する他、社会の動向や法制度の動向等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても、柔軟に見直しを行うものとします。

1.3 将来指標(将来人口)

本計画の将来人口は、上位計画である『富山市総合計画』の将来人口¹と整合を図ります。これによると、目標年度における本市の将来人口は、現況から減少に転じることが見込まれています。

表1-3-1. 将来指標（将来人口）

実 績		将来見込み	
		前期の目標年度	後期の目標年度
平成12年度	平成17年度	平成23年度	平成28年度
420,804 (99.9)	421,156 (100として)	417,744 (99.2)	410,300 (97.4)

注記1) 実績は、各年度10月1日の国勢調査または富山市人口移動調査の値。

注記2) 将来見込みは、総合計画策定基礎調査¹に示された人口から推定したもの。総合計画策定基礎調査の人口推計は5年毎（平成22年度、平成27年度、平成32年度...）の推計値のため、年度間の人口は内挿により求めた。

¹「富山市将来人口推計報告書 平成17年10月 富山市企画管理部企画調整課」

1.4 計画の性格と位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものです。このため、本計画を本市における廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、発生抑制・再使用・再生利用・適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化する施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、上位計画である「富山市新市建設計画」等と整合を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整にも努めるものとします。

なお、本計画の実施のために必要な施策は、毎年度策定している「一般廃棄物処理実施計画」において定めるものとします。

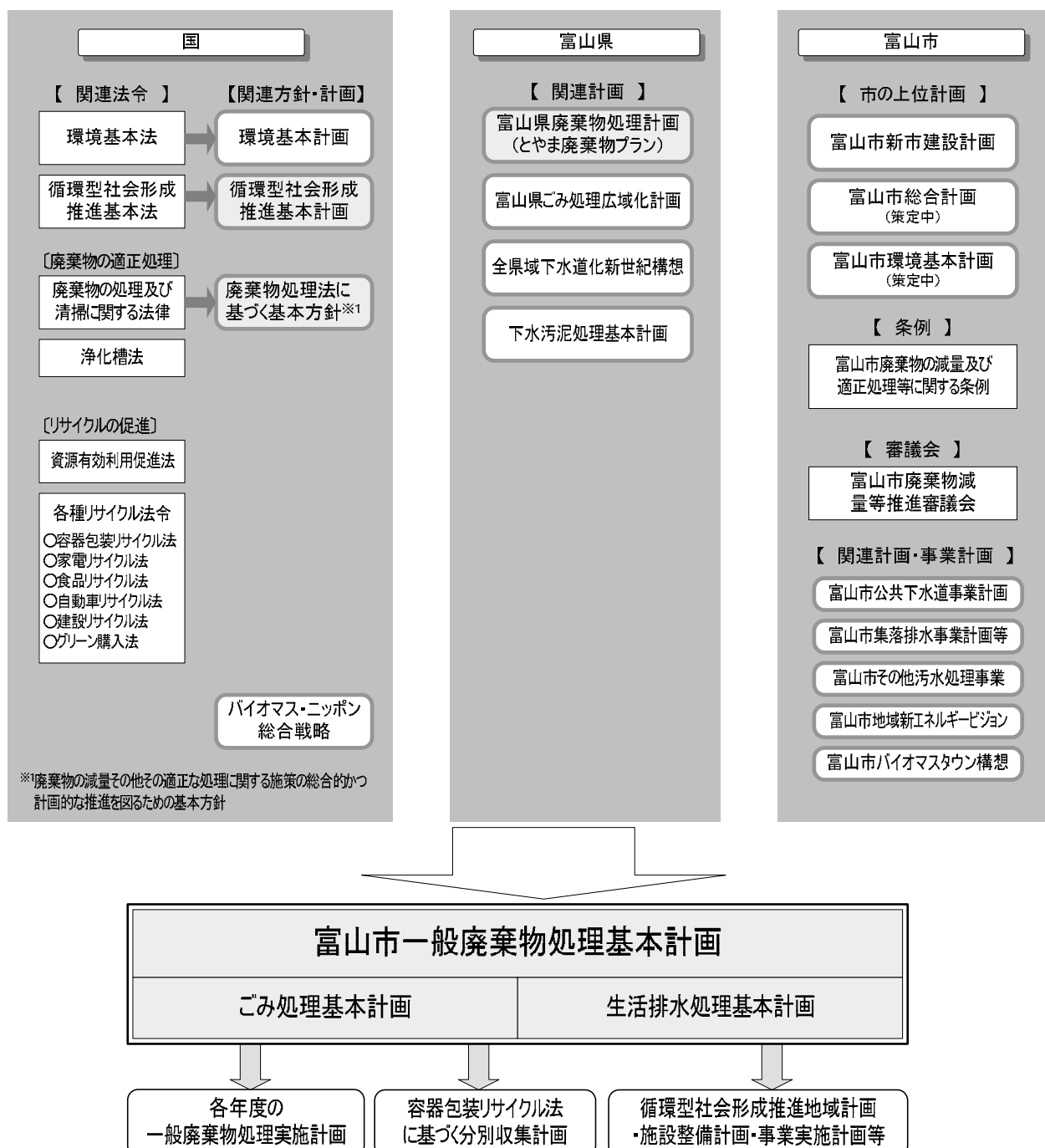


図1-4-1. 本計画の位置づけ

第2章 ごみ処理基本計画

2.1 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

『脱埋立都市とやま』に向けての挑戦

- 私たち1人ひとりのこころがけと行動で創りあげる循環型まちづくり -

『脱埋立都市とやま』は、排出者である私たち1人ひとりがごみ問題を意識するだけでなく、実際に行動に繋がっていくことで、「埋め立てる」ごみを可能な限りゼロにし、最終的に環境への負荷が小さい循環型まちづくりを形成することを目的として定めたものです。

そのためには、市民・事業者等の協力のもとで、ごみ処理に係る問題意識を共有し、廃棄物処理の優先順位を徹底することが重要になります。そして、減量化意識を行動に繋げるためのしくみづくりや、ごみ処理・処分体系の見直し、「循環ビジネス」等の市場形成への支援・指導等の様々な施策について、できるところから段階的に講じていくことで、『脱埋立都市とやま』の形成を目指します。

基本理念の背景

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から脱却し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現に向けた取り組みが全国的に進められてきています。
- 「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を形成する上での廃棄物処理の優先順位を次のとおり法定化しました。そのため、地方自治体においてもこれらの優先順位に則った廃棄物行政の運営が求められています。
 - まず、できる限りごみの発生を抑制する（発生抑制＝リデュース）
 - 次に、ごみとして排出されたものは、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）の順で可能な限り循環的な利用を行う。
 - 最後にどうしても循環的な利用ができないものについては、適正な処分を行う。
- 本市では、市民の協力のもと、空きびんの分別収集を昭和61年度（モデル地区での実施。なお、色別回収は平成7年8月）から開始して以来、分別品目を順次追加しながら、資源化の推進と埋立量の削減のため、現在の分別体制に移行してきました。
この結果、ごみの分別排出は市民に定着し、資源化の推進に大きな成果を上げています。

- しかしながら、社会経済活動やライフスタイルの多様化によって、排出されるごみが年々多様化し、資源化に対する社会的な要請が高まったことで、ごみ処理に要する経費も増大傾向にあります。
また、循環型社会基盤施設の最終受け皿として重要な機能を果たしている山本一般廃棄物最終処分場では、その埋立量率が平成17年度末時点で約65%となり、残余容量にかかわらず平成21年3月には埋立満了（見込み）を迎えようとしています。このような状況のなか、ごみの減量化・資源化を推進し、埋立処分量を限りなくゼロに近づけていくための施策が必要となっています。
- これらの諸課題に対処するため、本市ではこれまでも廃棄物処理の優先順位に則り、“まず可能な限りごみの発生を抑制し、循環的な利用を推進する”という考え方をもとに施策の展開を推し進めてきましたが、今後は更に強力にごみの発生抑制、排出抑制を推し進めていく必要があります。
- しかし、こうした考えに基づく廃棄物行政の運営は、行政のみで対応できるものではなく、排出者となる市民や事業者においても、それぞれの立場で「資源を大切にし、かけがえのない地球環境や地域の豊かな自然環境を次世代の子孫に継承する」という精神を育みながら、その行動に責任を持ち、三者一体となる協働体制でごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが重要になります。

2.2 基本方針

基本理念を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させることが必要になります。

これらの考えを踏まえ、本計画における基本方針を次のとおり定めます。

基本方針 1	発生源からはじめるごみ減量の推進 - 発生抑制・再使用 -
基本方針 2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 - 分別・再生利用 -
基本方針 3	環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 - 適正処理・処分 -
基本方針 4	計画の実現に向けた体制整備 - 体制・しくみづくり -

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.56以降)を参照して下さい。

2.3 計画目標(数値目標)の設定

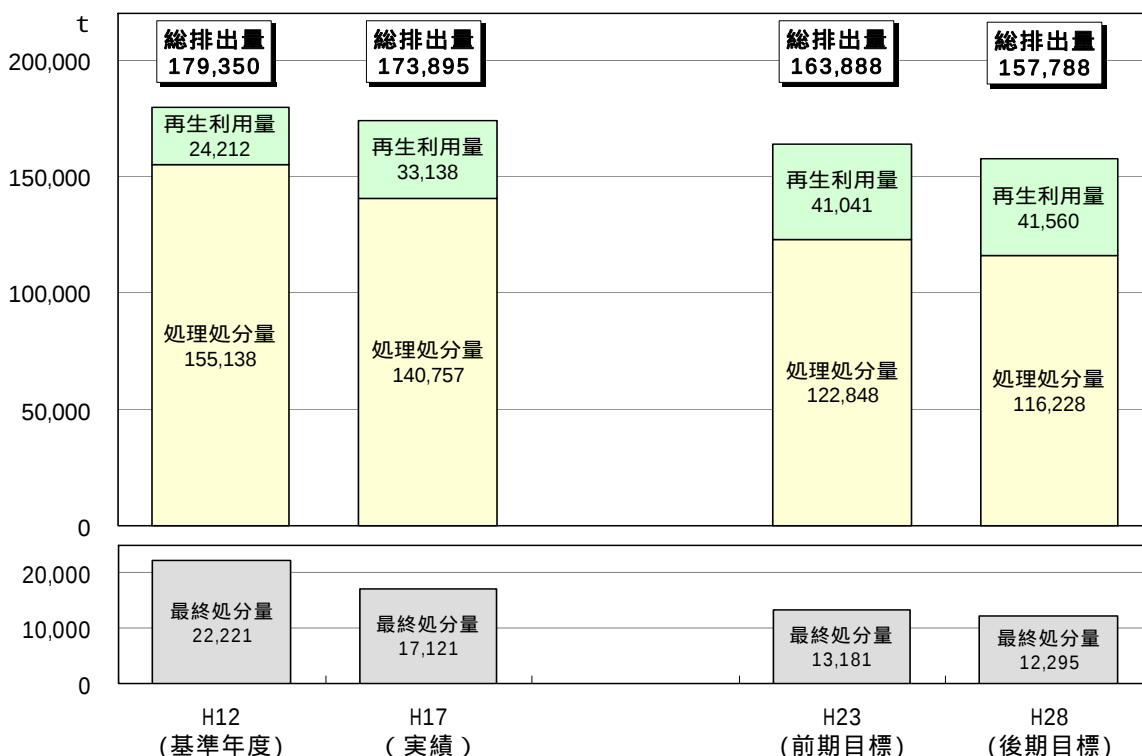
(1) 目標年度及び基準年度について

計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間とし、前期の目標年度を平成23年度に、後期の目標年度を平成28年度に設定します。

また、本計画では、循環型社会の形成に向けての進捗状況を見極めるための基準年度を設けるものとし、基準年度を「循環型社会形成推進基本法」が制定された平成12年度とします。

(2) 数値目標

計画目標	平成12年度 (基準年度)	平成17年度 (実績)	平成23年度 (前期目標年度)	平成28年度 (後期目標年度)
減量化目標 ごみの発生抑制・ 再利用に対する 取り組み目標	一般廃棄物の年間排出量を、 基準年度(平成12年度)に対して 、平成23年度までに9%、平成28年度までに12%それぞれ削減します。			
	100として	97 (3%削減)	91 (9%削減)	88 (12%削減)
資源化目標 再生利用量に対する 推進目標	再生利用率(資源化率)を、 当該年度の年間排出量に対して 、平成23年度までに25%に、平成28年度までに26%にそれぞれ引き上げます。			
	14%	19%	25%以上	26%以上
最終処分量 の削減目標 埋立量の削減目標	最終処分量を、 基準年度(平成12年度)に対して 、平成23年度までに40%、平成28年度までに45%それぞれ削減します。			
	100として	77 (23%削減)	60以下 (40%以上削減)	55以下 (45%以上削減)





【 国等で定めている「廃棄物の減量化等の目標」との整合について 】

ごみ量は都市の規模等によって異なり、例えば人口の多い大都市ほど、排出される1人当たりのごみの量は多くなる傾向があります。

そこで、国では全国の平均的な目標として、循環型社会を形成するための「廃棄物の減量化等の目標」を定めています。これにより、地方自治体において目標を設定・評価する際には、地域の取り組み状況等を踏まえた上で、国の目標と照らし合わせつつ、今後の廃棄物処理の方向性を検証することが必要になります。

(富山県においても、県内の地域性を踏まえた上で、国の目標を見据えた数値目標を掲げています。)

このため、本市としても、これまで取り組んできたごみの減量化・資源化施策やごみ処理体系における課題等を踏まえた上で、基本理念である「脱埋立都市とやま」の実現にふさわしい数値目標を定める必要があります。(数値目標の設定については、前頁を参照して下さい。)

■ 「循環型社会形成推進基本計画」(第3章第2節「取り組み指標に関する目標」より抜粋)

2 廃棄物等の減量化

(1)一般廃棄物の減量化

平成22年度において、1人1日あたりに家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で約20%減に、1日あたりに事業所から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で約20%減とすることを目標とします。

【参考:環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成12年度実績)」より試算】

・「1人1日あたりに家庭から排出するごみの量」:平均約630グラム*

・「1日あたりに事業所から排出するごみの量」:平均約10キログラム

* 1人1日あたりに排出するごみの量1.1キログラムから事業系ごみ、資源ごみ等を除いた値

■ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(「二. 廃棄物の減量その他適正な処理に関する目標の設定に関する事項」より抜粋)

2 廃棄物の減量化の目標量

(1)一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状(平成9年度)に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

■ 「富山県廃棄物処理計画(とやま廃棄物プラン)」(「第3章 1. 一般廃棄物の目標」より、数値目標のみ抜粋)

(1)一般廃棄物の目標

- 排出量を現状(平成12年度)に対し、平成22年度において7%削減する。
- 再生利用量を現状(平成12年度)の16%に対し、平成22年度において27%に増加させる。
- 最終処分量を現状(平成12年度)に対し、平成22年度において39%削減させる。

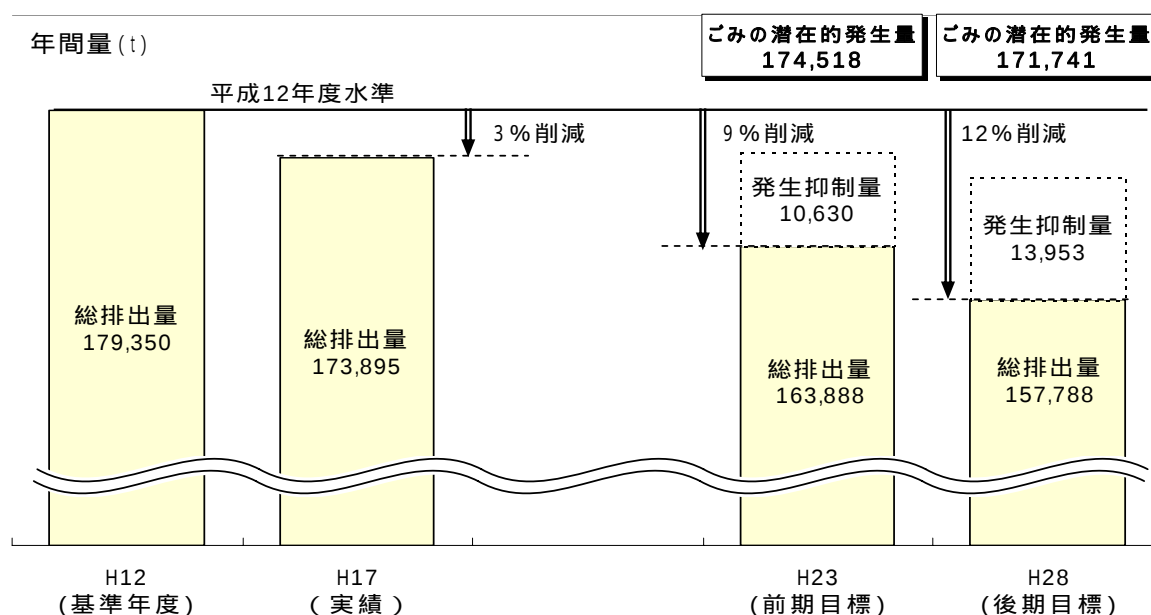
(3) 各目標の内訳

減量化目標の設定根拠（一般廃棄物の排出量(総排出量=資源集団回収量+排出量)）

平成17年度における一般廃棄物の排出量は173,895 t となり、平成12年度の179,350 t に対し、約3%の削減（発生抑制）を行うことができました。

しかしながら、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けていった場合、ごみの潜在的発生量は、平成17年度水準とおおむね同程度で推移する見通しとなります。

このため、今後はごみの発生抑制・再使用といった発生源の取り組みをより強化することで、一般廃棄物の排出量（ごみの発生量=総排出量）を平成12年度の179,350 t から、平成23年度には163,888 t に9%削減し、平成28年度には157,788 t に12%削減することを目標として掲げます。



<この目標を達成するためには>

○家庭ごみ排出量について

項 目	単位	H12	H17	H23	H28
年間総排出量 (排出量+資源集団回収量)	t/年	130,796	126,356	118,247	113,118
市民1人当りの総排出量 (排出量+資源集団回収量)	g/人・日	851.6	822.0 (3.5%減)	775.5 (8.9%減)	755.3 (11.3%減)
市民1人当りの排出量 (再生利用量を除いたごみ量)	g/人・日	693.9	609.4 (12.2%減)	513.4 (26.0%減)	484.8 (30.1%減)

注記)「市民1人当りの排出量」は「市民1人当りの総排出量」から再生利用量(資源集団回収、直接資源化物、処理後の再生利用物)を差し引いた値。「循環型社会形成推進地域計画」では、平成22年度までに「504g/人・日」とすることを目標としている。

○事業系ごみ排出量について

項 目	単位	H12	H17	H23	H28
年間総排出量	t/年	48,554	47,539	45,641	44,670
1事業所当りの排出量 (再生利用量を除いたごみ量)	kg/事務所・日	5.40	5.37 (0.6%減)	5.21 (3.5%減)	5.20 (3.7%減)

注記)「1事業所当たりの排出量」は1事業所当たりの総排出量から再生利用量(処理後の再生利用物)を差し引いた値。「循環型社会形成推進地域計画」では、平成22年度までに「8kg/事務所・日」とすることを目標としている。



- 減量化目標を達成するためには、各家庭におけるごみの発生抑制・再使用の取り組みが重要になります。

目標の達成には、市民1人1日当たり、あと 67g の減量が必要になります。

そこで、【ごみの排出実態調査結果】(抜粋版はP.30～33参照)をもとに、ごみ減量化の取り組み例を示しました。



およそ、卵1個分(60g)の重さに相当します。

生ごみ(台所ごみ)

- 手つかず食料品や食べ残しを減らしましょう。

現在、市民1人1日当たりで、手つかず食料品が約45g、食べ残しが約90gの計135gがごみとして廃棄されています。(果物の皮や卵の殻、魚の骨等の不可食分は含まれていません。)

容器包装類(紙製容器包装、プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん)

- マイバック運動等に参加し、不要なレジ袋は断りましょう。
- 量り売りや皿売り等の食品を選んだり、使い捨て商品の利用を減らしましょう。
- 本や文房具等の日用品を購入するときには、簡易包装を心がけましょう。

現在、市民1人1日当たりで、資源物として収集した容器包装類が約65g、ごみとして廃棄された容器包装類が約100gの計165gが排出されています。(その内訳は、紙製容器包装類が55g、プラスチック製容器包装類が76g、空き缶が11g、空きびんが23gの計165gとなっています。)

と だけで、計 300g がごみとして排出されています。この中から1 / 4のごみを減らすことで、75gの減量が行うことができます。

この他、「生ごみの水切りの徹底」「生ごみを堆肥化し、家庭用菜園やガーデニング等で利用する」「着られなくなった服や、不要になった品物をフリーマーケットに出品したり、知人に譲る」等することで、更なるごみの減量が行えます。

- 家庭ごみや事業系ごみの減量化に向けた新たな方策の調査・研究を行います。

本市の家庭ごみの収集・処理は、現在、全て税金により賄われていますが、ごみの発生抑制や再使用の推進、排出量に応じた負担の公平化、住民の減量意識の改革につながるものとして、家庭ごみの有料化は有効な手段の一つとなっています。

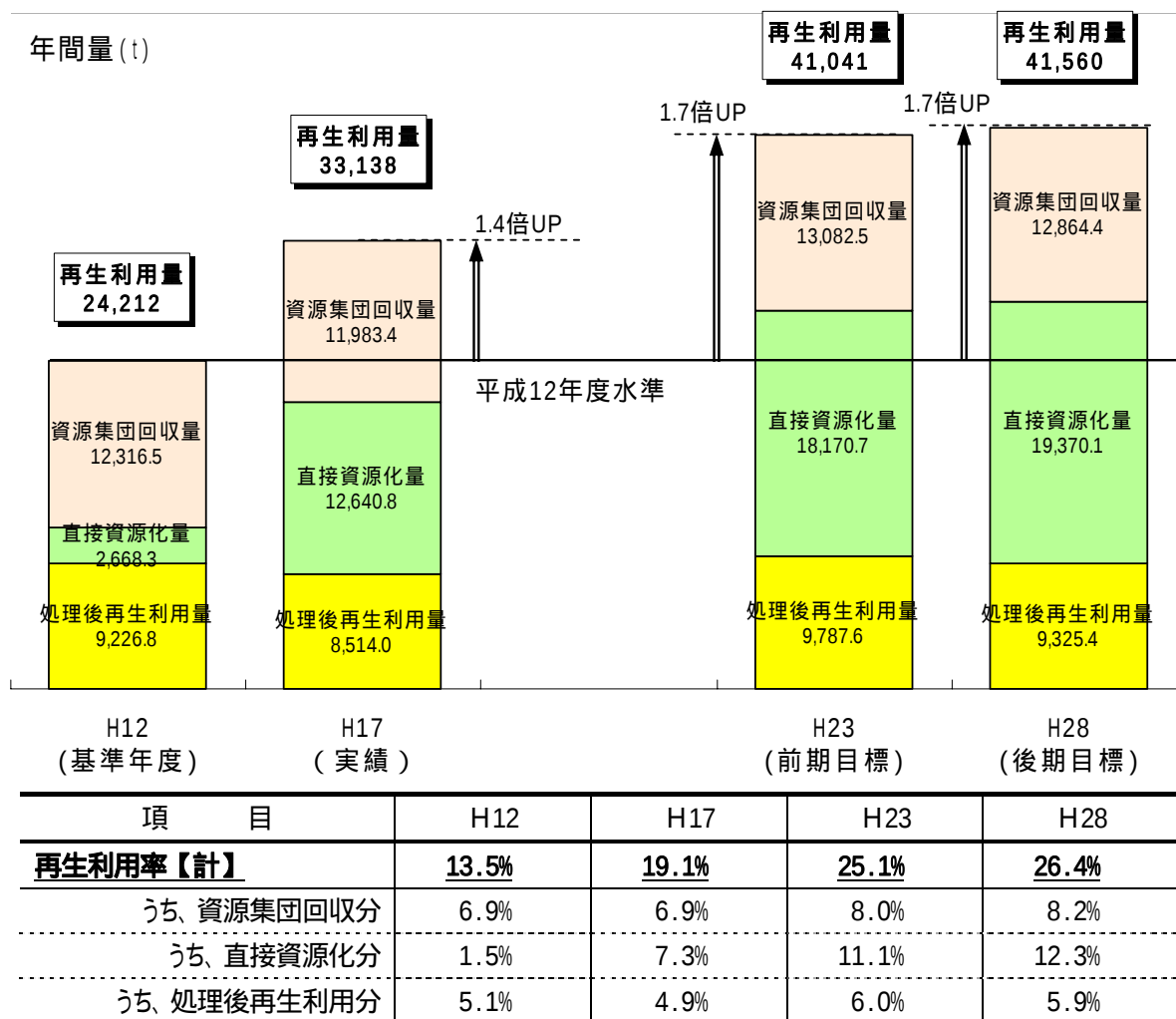
市では、今後ごみの減量化を推進するため、市民1人1日当たりの排出量や焼却量の減量進捗等を踏まえながら、家庭ごみ有料化の導入是非に関する検討を進めます。また、導入する場合には、その時期や方法、徴収する金額等の調査・研究も行います。なお、家庭ごみの有料化は、市民負担につながることから、市民からの意見を徴収する等して、十分な議論を重ねるとともに、ごみ処理費用やごみ処理状況等に関する情報も公開していきます。

事業系ごみは、事業者の処理責任の考えを周知徹底した上で、ごみ処理負担の公平化を図る必要があります。このため、施設に必要な処理費用に応じて、搬入手数料の見直しに係る検討を適宜行います。また、その際には、ごみとして処理するよりも、発生抑制や資源化を進めた方が有利となるような経済的誘導手法も調査・研究していきます。

資源化目標の設定根拠（再生利用率）

平成17年度における再生利用率は19.1%となり、平成12年度の13.5%に対し、再生利用率を5.6%増加させることができました。

不用品を再び資源として活用することは、新たな資源の消費を抑制し、環境負荷への軽減にもつながることから、再生利用率を平成23年度には25%以上に、平成28年度には26%以上にそれぞれ向上させることを目標として掲げます。



再生利用率 = 再生利用量 / 一般廃棄物の排出量

<この目標を達成するためには>

- ・市民1人当たりの資源集団回収量実績は、平成14年度以降減少傾向にあることから、より積極的な取り組みが必要となります。なお、平成18年4月から、富山市エコタウンで布類の資源化を行える民間施設が稼働したことから、これまで殆ど進んでいなかった布類の回収を進めていきます。
- ・直接資源化量には、例えば分別収集している資源物（容器包装類や古紙等）があります。昭和61年度に空きびんの分別収集を開始した以降、資源物の分別品目を順次追加したこともあり、市民1人当たりの回収実績は順調に増加してきています。しかし、まだ可燃ごみや不燃ごみに資源可能なものが排出されていることから、分別排出の徹底を進めていく必要があります。また、平成18年5月から、富山市エコタウンを活用した生ごみの資源化事業や、資源物ステーション（拠点回収）による布類の回収、今まで埋立処分していた側溝汚泥の再生事業を開始しており、今後もこれらの事業を拡大していきます。
- ・処理後再生利用量として、焼却灰による溶融スラグの利用用途を拡大していく必要があります。また、クリーンセンターやリサイクルセンターから発生する処理残渣物の資源化手法（現在は埋立処分している）についても調査・研究を進めていく予定です。



- 資源化目標の達成には、各家庭における「資源物の分別排出の徹底」が重要になります。

目標の達成には、市民1人1日当たり、あと 43g の資源化が必要になります。

資源物の分別排出ルールは、これまでも浸透が図られてきていますが、まだ資源物が可燃ごみや不燃ごみに混じって廃棄されている状況にあります。(現在、資源物として収集した容器包装類は約65g、ごみとして廃棄された容器包装類は約100gであり、約6割の容器包装類がごみとして廃棄されている。)

その要因の一つとして、分別排出ルールをきちんと守っている人とそうでない人がいることがあります。このため、市では、今後も引き続き、定められた分別排出ルールを周知徹底する啓発・指導を行っていきますが、分別排出の手間に応じた負担の公平化につながる方策についても、「家庭ごみの減量化に向けた新たな方策(家庭ごみの有料化等)」の検討とともに進めていきます。

○家庭から回収する資源化目標量について

項 目	単位	H17	H23	H28
年間総資源化物量 (資源集団回収+分別収集等)	t/年	16,740.1	21,448.9	22,705.2
市民1人当りの総排出量 (資源集団回収+分別収集等)	g/人・日	108.9	140.7 (+31.8)	151.6 (+42.7)

注記) 上記の資源物は、資源集団回収、拠点回収、分別収集によって回収された資源物のこと。

■資源物の分別回収率の目標について

資源物の分別排出の目標値として、各目標年度における分別回収率を定めました。

なお、平成17年度の分別回収率は、資源物の回収実績や「ごみの排出実態調査結果」をもとに推定したごみに混入している資源物の割合等をもとにして、求めた値です。

項 目	H17	H23	H28	回収方法
紙 製 容 器 包 装	14.4%	30.0%	40.0%	収集、拠点回収
ペ ッ ト ボ ト ル	69.2%	80.0%	85.0%	拠点回収(一部地区では収集)
プラスチック製容器包装	29.2%	45.0%	50.0%	収集、拠点回収
空 き 缶	73.9%	80.0%	85.0%	収集、拠点回収、資源集団回収
空 き ビ ン	79.3%	85.0%	90.0%	収集、拠点回収、資源集団回収
古紙(新聞紙、雑誌)	69.6% (72.1%)	80.0%	85.0%	収集、拠点回収、資源集団回収
古紙(段ボール)	80.4%	85.0%	90.0%	収集、拠点回収、資源集団回収
古布類(繊維類)	0.3%	65.0%	75.0%	拠点回収、資源集団回収
生 ご み	0.0%	2.5%	3.0%	収集(実施地区分)

注記1) 分別回収率の算定は、P.34を参照のこと。

注記2) 古紙(新聞紙、雑誌)の平成17年度の分別回収率72.1%には「飲料用紙製容器(紙パック)」を含んでいる。「飲料用紙製容器(紙パック)」を除いたものは69.6%であり、分別回収率の目標値は本値をもとに定めた。

注記3) 生ごみの分別回収率が低いのは、実施地区で行う生ごみ資源化量を本市全域の生ごみ排出量で除しているため。なお、平成18年5月から開始している実施地区分の生ごみ量を分別回収率に換算すると、0.2%となる。



■ 資源物の重さはどれくらい？

前頁には、市民の皆さんが取り組む「1人1日資源化目標」を掲げました。これらの資源化に取り組む方法は、各家庭によって異なりますが、ここでは資源物回収の目安として、品目毎に目安の重さ（g）を表示しました。

資源化の取り組みを行う際の目安として、お役立て下さい。

古紙（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック等）		
主な品目		単位重量g(目安)
新聞紙（朝刊／夕刊1日分）		160程度、40程度
折り込みチラシ（1日分）		110 ～ 200
雑誌（少年週刊誌1冊）		620 ～ 650
雑誌（週刊誌 1冊）		410 ～ 450
単行本（1冊）		210 ～ 740
文庫本（1冊）		100 ～ 310
段ボール(みかん箱～贈答品箱)		500 ～ 600
牛乳パック（1L用1本）		33程度
ジュースパック（1L用1本）		33程度
(内側が銀紙やアルミでコーティングされたものは除きます)		

古 布		
主な品目	単位重量g(目安)	
シャツ・ブラウス(1枚)	110 ~ 180	
ズボン・スカート(1枚)	200 ~ 410	
トレーナー(1枚)	300 ~ 450	
寝間着(上下1着)	400 ~ 580	
シーツ・布団カバー(1枚)	440 ~ 1,040	
座布団カバー・枕カバー(1枚)	80 ~ 140	

紙製容器包装		
区 分	主な品目	単位重量g(目安)
箱 類	食料品等の外箱(1箱)	4 ~ 110
	靴箱(1箱)	163 ~ 210
	化粧品の外箱(1箱)	8 ~ 350
	たばこの外箱(1箱)	7 ~ 10
	ティッシュ箱(1箱)	34 ~ 40
包装紙類	購入店や贈答品等の包装紙(1枚)	14 ~ 30
袋	購入店や贈答品等の紙袋(1袋)	33 ~ 110
缶・カップ類	菓子の缶(紙筒)(1個)	12 ~ 20
	紙カップ(1個)	4 ~ 9
ふた類	菓子等の容器のふた(1枚)	4 ~ 7
トレイ等 その他	食品トレイ(1個)	4 ~ 20
	菓子箱の中敷き・台紙等(1枚)	29 ~ 53
	洋服等の中敷き(1個)	30程度

ペットボトル		
主な品目	単位重量g(目安)	
飲料用ペットボトル 500ml(1本)	28 ~ 35	
飲料用ペットボトル 1.5L(1本)	62程度	
飲料用ペットボトル 2.0L(1本)	60 ~ 75	
醤油用ペットボトル 1.0L(1本)	40程度	
(キャップや外側のラベルは外し、プラスチック製容器包装に出して下さい。)		キャップ : 3g程度 ラベル : 3g程度

プラスチック製容器包装		
区 分	主な品目	単位重量g(目安)
カップ・ パック類	卵パック(1ケース)	10 ~ 21
	食品容器(1ケース) (野菜・果物・豆腐・菓子等)	6 ~ 10
	コンビニ等の弁当容器(1個)	11 ~ 41
	冷凍菓子等のカップ(1個)	7 ~ 18
	カップ麺の容器(1個)	8 ~ 21
トレイ類	野菜・果物・総菜・冷凍食品等(1個)	2 ~ 20
ボトル類	台所用や風呂用洗剤等の容器(1個)	23 ~ 210
	洗濯液容器(1個)	43 ~ 200
	シャンプー・リンス容器(1個)	27 ~ 79
ポリ袋・ ラップ類	スーパーのレジ袋(1袋)	3 ~ 15
	菓子・パン・野菜・ラーメン袋(1袋)	2 ~ 7
	菓子箱等の外装用フィルム(1枚)	2以下
	洗剤等の詰め替え用容器(1袋)	7 ~ 20
パック等 容 器	ウェットティッシュケース(1箱)	51 ~ 80
	歯ブラシ・電池・化粧品ケース(1箱)	4 ~ 15
緩衝材	われもの等の梱包材	65 ~ 120

空 き 缶 (1本当たり)		
主な品目	単位重量g(目安)	
スチール缶 ・飲料用缶(190ml, 250ml, 280ml)	36, 42, 29	
アルミ缶 ・ビール缶(250ml, 350ml, 500ml, 2L) ・飲料用缶(350ml, 500ml)	15, 16, 19, 83 18, 23	

空 き び ん (1本当たり)		
主な品目	単位重量g(目安)	
乳酸飲料・清涼飲料びん	120 ~ 360	
ウイスキー・ワインびん	330 ~ 620	
ビールびん(大, 中, 小)	260, 340, 600	
一升びん(1.8L 日本酒・醤油等)	950 ~ 970	
調味料びん(酢・みりん・つゆ・ジャム等)	56 ~ 300	

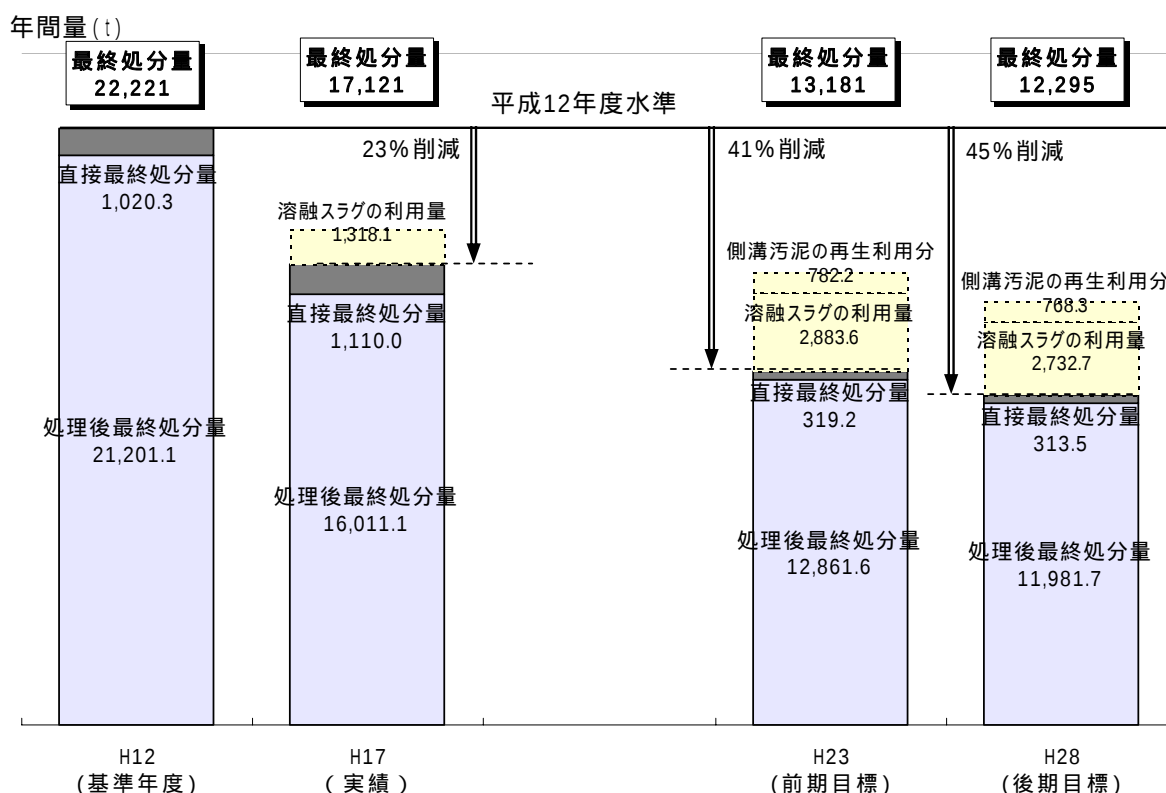
注記) いずれの品目も、汚れのとれないものやとれにくいものは、これまでと同様にゴミとして出して下さい。

最終処分量の削減目標の設定根拠

ごみの減量化や資源物の分別排出の取り組みを進めるとともに、焼却灰の熔融スラグ化による再生利用等を推進した結果、平成17年度における最終処分量は17,121 t となり、平成12年度の22,166 t に対し、約23%の削減を図ることができました。

しかしながら、現在稼働している山本一般廃棄物最終処分場は、残余容量にかかわらず平成21年3月には埋立満了(見込み)を迎えようとしていることから、今後は埋立処分量を限りなくゼロに近づけていくために、ごみの発生抑制や再使用等の発生源対策を更に推し進め、資源物の分別排出の徹底や中間処理後の再生利用量の推進を図っていく必要があります。

このような取り組みを推進することで、最終処分量を平成12年度の22,166 t に対し、平成23年度には13,181 t に40%以上の削減、平成28年度には12,295 t に45%以上の削減を目標として掲げます。



項 目	H12	H17	H23	H28
最終処分量の削減目標【計】	100	77 (23%削減)	59 (40%以上削減)	55 (45%以上削減)
うち、処理後最終処分量	100	76	61	57
うち、直接最終処分量	100	109	31	31

<この目標を達成するためには>

- ・直接最終処分量の約7割(平成17年度時点)を占めている側溝汚泥を再生土として活用する資源化事業を平成18年4月から開始し、その量を順次拡大していくこととしています。
 - ・以前の処理後最終処分量は、その約8割が焼却灰でした。そのため、クリーンセンターを更新した平成15年度から焼却灰を熔融スラグ化し、有効利用することで埋立量の削減ができました。今後も引き続き熔融スラグの需要先や利用途の開拓を進めていく等して、埋立量の削減を図っていきます。
- また、それ以外の処理残渣物¹の資源化手法についても調査・研究を進めていく予定です。

¹ クリーンセンターから発生する集じん灰や熔融飛灰、不燃残渣物、及びリサイクルセンターから発生する破碎後の不燃性残渣物

(4) 基本方針に基づく施策の展開

本計画の計画目標(数値目標)の達成に向け、市(行政)が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針	項 目	主 な 施 策
発生源からはじめるごみ減量の推進 【発生抑制・再使用】	環境教育と啓発活動による意識改革の推進	環境教育・環境学習の充実 P R ・啓発活動の展開 自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成
	ごみを作らない 出さない 行動の推進 家庭ごみの発生抑制・再使用の推進 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進 市(行政)のごみの発生抑制・排出抑制の推進	家庭ごみ減量化の新たな方策の調査・研究 補助金等による経済的な支援 生ごみの減量化を促進するための啓発・支援 不用品等の再使用促進のための啓発・支援 容器包装削減のための啓発・支援
		事業所の自主的な取り組みの奨励 事業系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究 過剰包装削減のための啓発
		市庁舎等の行政施設における3Rの推進 市主催の催事場等における3Rの推進
	家庭ごみの分別排出ルール遵守の徹底	分別排出ルール遵守のための啓発 指導の徹底 違反ごみ等への対応
	事業系ごみの排出管理の徹底	指導・啓発の徹底 新たな資源化促進制度導入の検討 小規模事業所に対する排出の指導
	品目別の資源化の推進	容器包装類の資源化事業の推進 古紙類の資源化事業の推進 古布類の資源化事業の推進 生ごみの資源化事業の推進 側溝汚泥の資源化事業の推進 剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進 食品廃棄物の資源化事業の推進 「富山市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進 その他資源化事業の推進
	循環型ビジネスへの支援	民間施設の活用と施設整備の推進 再生品の利用拡大 資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供
多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別再生利用】		

基本方針	項 目	主 な 施 策
環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 【適正処理処分】	【再掲】 家庭ごみの分別排出 ルール遵守の徹底	【再掲】分別排出ルール遵守のための啓発 【再掲】指導の徹底 【再掲】違反ごみ等への対応
	【再掲】 事業系ごみの 排出管理の徹底	【再掲】指導・啓発の徹底 【再掲】新たな資源化促進制度導入の検討 【再掲】小規模事業所に対する分別排出の指導
	収 集 ・ 運 搬 計 画	効率的な収集・運搬体制の整備 市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備 環境にやさしい収集車両の導入
	中 間 処 理 計 画	中間処理施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 溶融スラグの利用用途の拡大 中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法に関する調査・検討
	最 終 処 分 計 画	最終処分場の適正管理と処分に伴う環境負荷の低減 埋立量の減量化・減容化の推進 計画的な施設の確保に向けた検討
	排出禁止物等への対応	排出禁止物の啓発・指導の徹底 在宅医療廃棄物の取り扱いについて
	環境美化・生活環境 保 全 の 推 進	不法投棄の防止対策の推進 不適正処理の防止対策の推進 まちの環境美化推進
	災害廃棄物への対応	「災害廃棄物処理計画」の策定の検討
計画実現に向けた体制整備 【体制しくみづくり】	公平性・透明性のある 廃 棄 物 行 政 の 推 進	廃棄物処理にかかる費用の透明化 事業評価の実施 情報管理・情報開示システムの充実
	市民や関係機関との 協 力 体 制 の 確 立	市関係部局との連携 国、県、富山地区広域圏及び構成市町村との連携 環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会との連携 廃棄物減量等推進員制度の活用
	本計画及び各種事業・ 施策の進行管理の実施	本計画に基づくごみ処理実施計画の作成 本計画の毎年度の進行管理の実施 本計画の目標年度の翌年度における計画全体の評価と見直し

第3章 生活排水処理基本計画

3.1 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

「人と自然にやさしい」快適な生活環境づくり・良好な水環境づくりをめざして

市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の良好な水環境づくりが望まれています。

そのためには、私たち一人一人が主役となって、生活排水対策に自主的・主体的に取り組むことが重要になります。また、整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた施設整備を今後も計画的に進め、これと同時に施設整備完了地域における早期水洗化の促進を進めることが必要になります。

このような取り組みをできるところから段階的に講じていくことで、基本理念の実現を目指します。

3.2 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針 1

生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めていきます。また、施設整備完了地域における早期水洗化を促進させるため、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めていきます。

基本方針 2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道整備区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めていきます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、定期的に啓発・指導等を行っていきます。

基本方針 3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少しつづけることが見込まれています。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図っていきます。

基本方針 4

し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管の浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）と、富山地域衛生組合が所管するし尿処理施設（中部衛生センター及び万浄園）への事務委託により処理を行っています。

今後もし尿・浄化槽汚泥処理を効率的かつ適正に行うため、処理量に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。また、処理に伴って発生する余剰汚泥のリサイクルを図る等して、埋立量の削減に努めていきます。

なお、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、各処理施設のあり方について、富山地域衛生組合と連携しながら検討を進めていきます。

3.3 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、表3-3-1のとおりとします。

表3-3-1．処理施設の対象となる生活排水及び処理主体〔平成18年4月現在〕

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	富山市
コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	富山市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）		浄化槽汚泥 ¹	富山市
し尿処理施設（中部衛生センター、万浄園）		し尿及び浄化槽汚泥 ²	富山地域衛生組合

¹富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場（倉垣浄水園）の処理汚泥を含む。

²富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

3.4 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、図3-4-1のとおりとします。

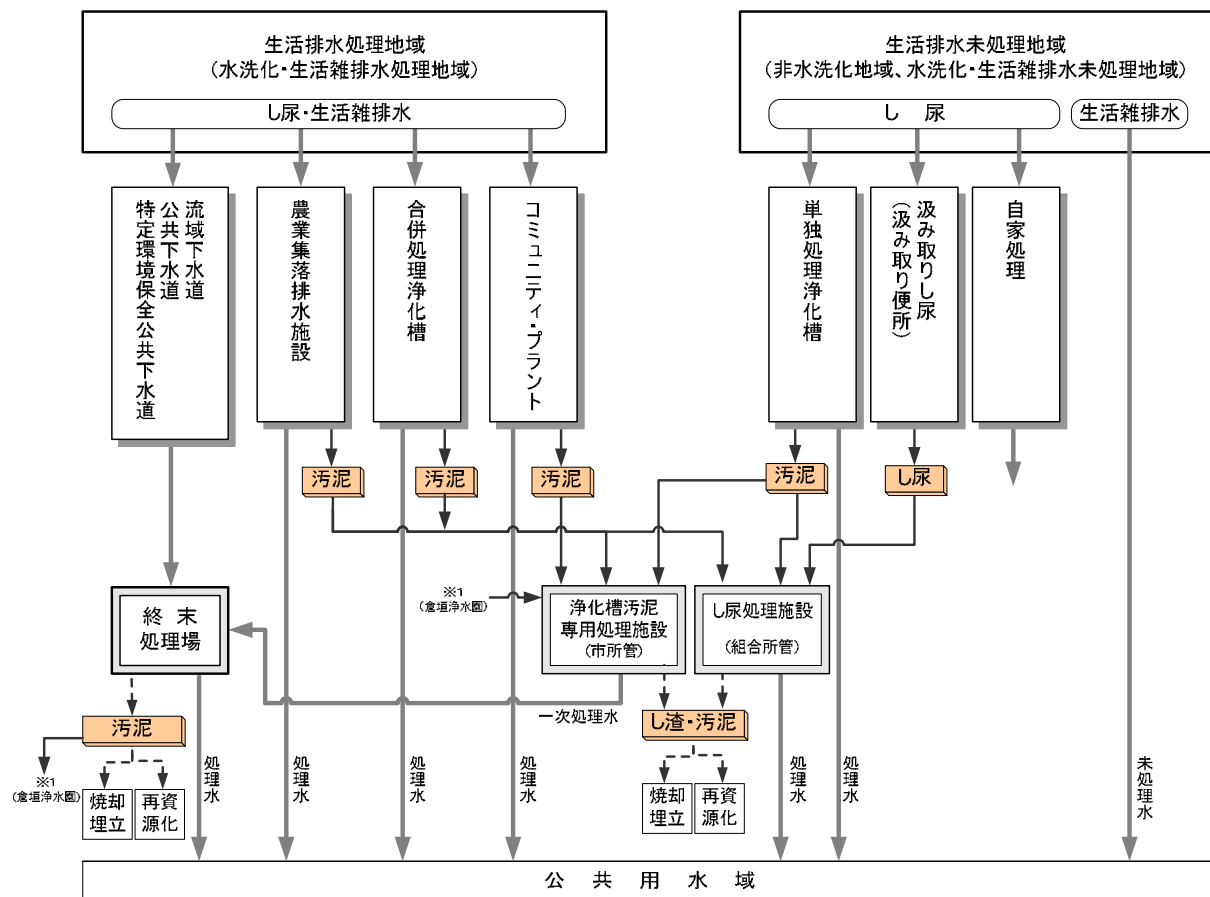


図3-4-1．生活排水の処理体系図

〔平成18年4月現在〕

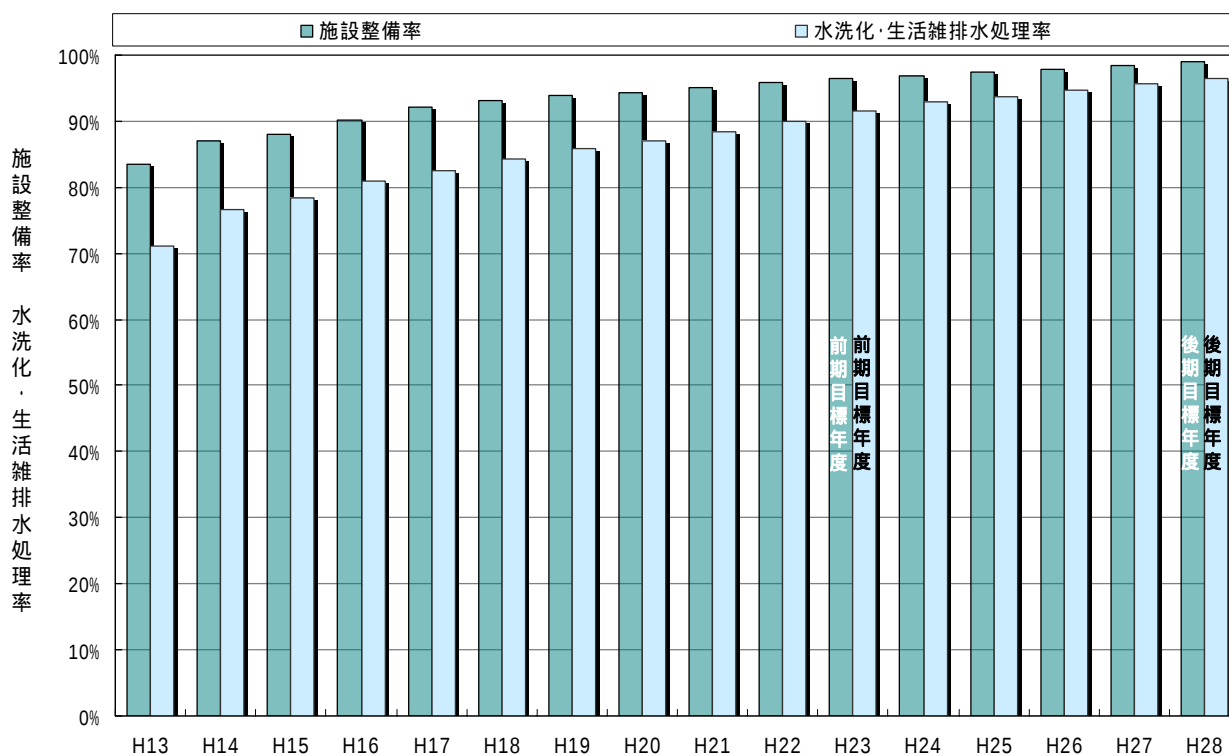
3.6 生活排水の処理計画

(1) 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標(数値目標)を表3-6-1に掲げます。

表3-6-1. 目標年度における計画目標(数値目標)

計画目標	平成17年度 (実績)	平成23年度 (前期目標年度)	平成28年度 (後期目標年度)
施設整備率 (污水処理人口普及率)	92.1 %	96.4 %	99.1 %
水洗化・生活雑排水処理率	82.6 %	91.6 %	96.5 %



(2) 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表3-6-2に示すとおりです。

表3-6-2. 目標年度における生活排水の処理形態別人口

富 山 市 全 域					単位	実 績	前期目標年度	後期目標年度			
						5年目	10年目				
						平成17	平成23	平成28			
行政区域内人口（国勢調査）					人	421,156	417,744	410,300			
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	〔公共〕	人	290,552	294,642	292,645			
				〔特環〕		52,681	61,609	67,904			
			小 計			343,233	356,251	360,549			
			農業集落排水施設			21,620	23,803	23,405			
			コミュニティ・プラント			3,558	3,072	3,009			
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		19,542	19,572	19,532			
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			387,953	402,698	406,495			
			施設整備率		%	92.1%	96.4%	99.1%			
			計画処理区域内人口 計		人	421,156	417,744	410,300			
			計画処理区域内人口 計			0	0	0			
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	〔公共〕	人	262,520	281,963	286,535			
				〔特環〕		41,499	54,258	63,022			
			小 計			304,019	336,221	349,557			
			農業集落排水施設	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの		13,804	16,806	17,765			
				上記以外のもの		3,018	4,042	4,183			
			小 計			16,822	20,848	21,948			
			コミュニティ・プラント			3,558	3,072	3,009			
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		19,542	19,572	19,532			
				下水道の処理開始公示済み区域内		3,872	2,765	1,839			
			小 計			23,414	22,337	21,371			
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			347,813	382,478	395,885			
			水洗化・生活雑排水処理率		%	82.6%	91.6%	96.5%			
			水洗化・生活雑排水未処理人口		〔 単独処理浄化槽 〕	人	47,529	24,532	8,343		
			非水洗化人口	〔 汲み取り便所 〕			25,814	10,734	6,072		
				〔 自家処理 〕			0	0	0		
			計画処理区域内人口 計			421,156	417,744	410,300			
			計画処理区域外人口 計			0	0	0			
			し尿処理施設 計画収集人口		人	114,119	77,481	56,560			
					し 尿	汲み取り便所		25,814	10,734	6,072	
						浄化槽汚泥	単独処理浄化槽		47,529	24,532	8,343
							合併処理浄化槽		23,414	22,337	21,371
						コミュニティ・プラント			3,558	3,072	3,009
						農業集落排水施設（一部地区のみ）			13,804	16,806	17,765
小 計						88,305	66,747	50,488			

(3) 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

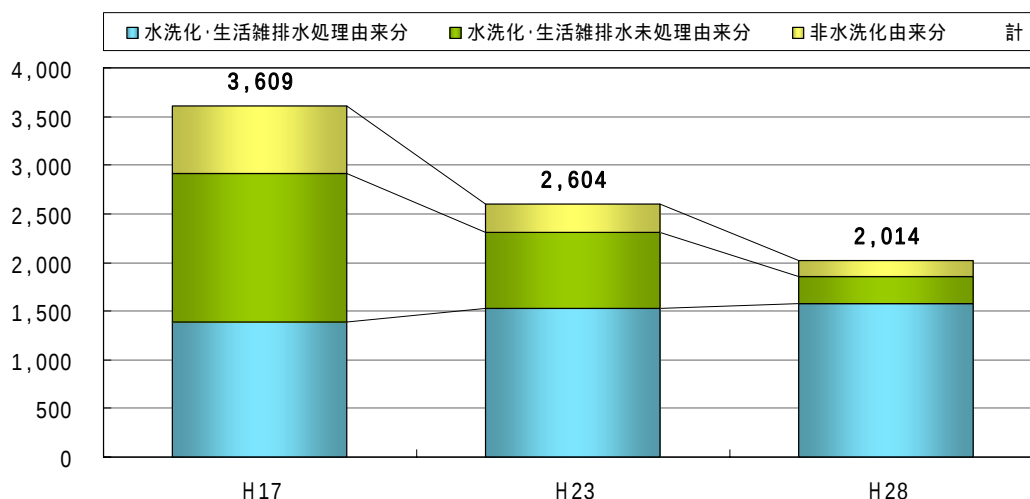
生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

これによると、平成17年度のBOD汚濁負荷量に対し、平成23年度では27.8%削減、平成28年度では44.2%削減が見込まれます。

表3-6-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

富山市全域			単位	実績	前期目標年度 5年目	後期目標年度 10年目
				平成17	平成23	平成28
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口（国勢調査）		人	421,156	417,744	410,300
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口		304,019	336,221	349,557
		下水道				
		農業集落排水施設		16,822	20,848	21,948
		コミュニティ・プラント		3,558	3,072	3,009
		合併処理浄化槽		23,414	22,337	21,371
		水洗化・生活雑排水処理人口 計		347,813	382,478	395,885
		水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕		47,529	24,532	8,343
		非水洗化人口		25,814	10,734	6,072
		〔汲み取り便所〕 〔自家処理〕		0	0	0
	計画処理区域内人口 計			421,156	417,744	410,300
	計画処理区域外人口 計			0	0	0
BOD汚濁負荷量	行政区域内人口（国勢調査）		kg/日	3,609	2,604	2,014
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口		1,216	1,345	1,398
		下水道				
		農業集落排水施設		67	83	88
		コミュニティ・プラント		14	12	12
		合併処理浄化槽		94	89	85
		水洗化・生活雑排水処理人口 計		1,391	1,529	1,583
		水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕		1,521	785	267
		非水洗化人口		697	290	164
		〔汲み取り便所〕 〔自家処理〕		0	0	0
	計画処理区域内人口 計			3,609	2,604	2,014
	計画処理区域外人口 計			0	0	0
	BOD汚濁負荷量の削減割合〔平成17を100%とした場合〕		%	100.0%	72.2%	55.8%

注記）BOD汚濁負荷量（kg/日）は、表4-1-2（P.84参照）に示すBOD換算の汚濁負荷量（g/人・日）に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。



3.7 し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

発生量の見込み

下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。内訳をみると、し尿や単独処理浄化槽汚泥は大幅に減少する一方、合併処理浄化槽汚泥や農業集落排水施設等の処理汚泥は概ね現状程度と見込まれます。

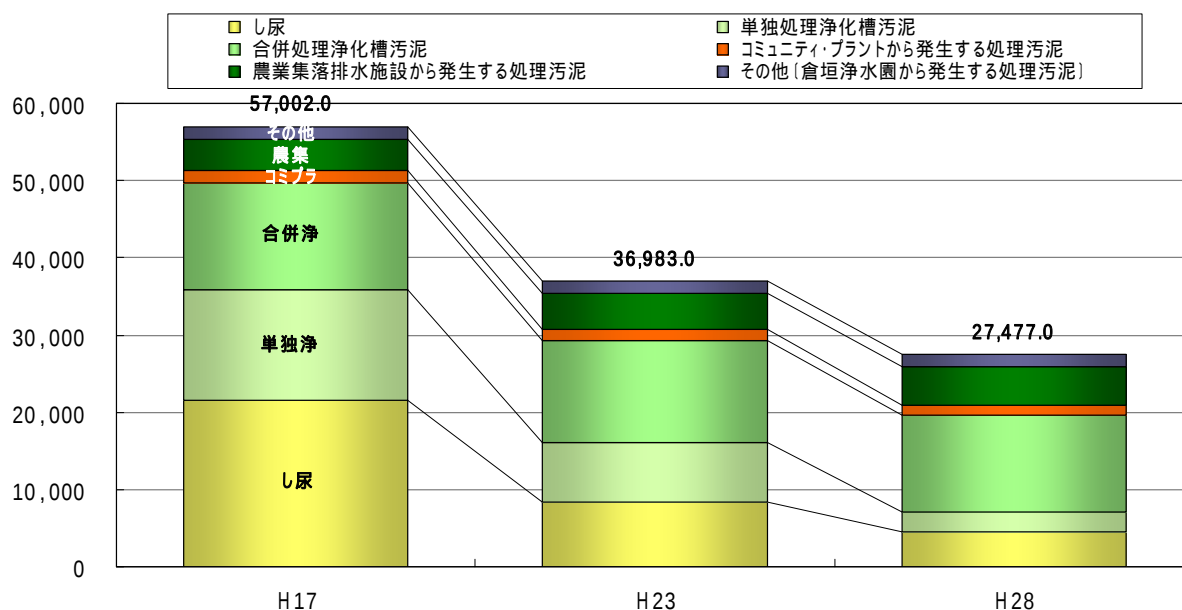
年間発生量は平成17年度の57,002kl / 年から、平成23年度には36,983kl / 年に35.1%減少し、平成28年度には27,477kl / 年に51.8%減少する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成23年度に101.31kl / 日、平成28年度に75.29kl / 日となる見込みです。

表3-7-1．総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

区 分		単位	平成17	平成23	平成28
計画年間処理量	し 尿 し尿	kl / 年	21,476.8	8,418.0	4,508.0
	浄化槽汚泥 単独処理浄化槽汚泥	kl / 年	14,471.7	7,642.0	2,535.0
	合併処理浄化槽汚泥	kl / 年	13,769.4	13,291.0	12,619.0
	コミュニティ・プラントから発生する処理汚泥	kl / 年	1,600.0	1,346.0	1,318.0
	農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl / 年	4,034.1	4,636.0	4,883.0
	その他〔倉垣浄水園から発生する処理汚泥〕	kl / 年	1,650.0	1,650.0	1,614.0
	小 計	kl / 年	35,525.2	28,565.0	22,969.0
	計画年間処理量 計	kl / 年	57,002.0	36,983.0	27,477.0
		%	100.0%	64.9%	48.2%
計画日平均処理量	し 尿	kl / 日	58.84	23.06	12.35
	浄化槽汚泥 単独処理浄化槽汚泥	kl / 日	39.66	20.93	6.95
	合併処理浄化槽汚泥	kl / 日	37.73	36.41	34.58
	コミュニティ・プラントから発生する処理汚泥	kl / 日	4.38	3.69	3.61
	農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl / 日	11.05	12.70	13.38
	その他〔倉垣浄水園から発生する処理汚泥〕	kl / 日	4.52	4.52	4.42
	小 計	kl / 日	97.34	78.25	62.94
	計画日平均処理量 計	kl / 日	156.18	101.31	75.29

注記) 表記の際に、四捨五入を行ったため、合計値が合わない場合がある。



性状の見込み

これまでに、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は高くなってきており、設計当初の性状に比べて濃度が薄くなっています。

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。このため、今後さらに浄化槽汚泥の混入割合が高まることが見込まれることから、濃度低下がさらに進み、性状の変動が大きくなることが予想されます。

表3-7-2．総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成17	平成23	平成28
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	62.3%	77.2%	83.6%

(2) 排出抑制・資源化計画

排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃汚水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

また、大規模合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、関係部署と連携し、汚泥脱水設備の設置や汚泥濃縮移動車両の導入等について検討していきます。

資源化計画

し尿処理施設から発生する余剰汚泥においては、現在、中部衛生センターにおいて脱水・乾燥後、コンポストによる農地還元が行われています。今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

(3) 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。

また、収集・運搬体制は、当面の間、現行体制で対応していきますが、今後はさらに収集世帯数の減少が見込まれることから、月変動の平準化や市民サービスの低下を招かないことに配慮し、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

(4) 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、市所管の浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）と、富山地域衛生組合が所管するし尿処理施設（中部衛生センター及び万浄園）への事務委託により行っています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、当面の間はこれまで通りの処理体制にて安定かつ適正に処理していきますが、処理施設の老朽化が進んでいることから、年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、各処理施設のあり方について、富山地域衛生組合と連携しながら検討を進めていきます。

(5) 最終処分計画

中間処理後に発生する処理残渣として、し渣（ごみ等の夾雑物）と余剰汚泥があります。

このうち、し渣については、つばき園、中部衛生センター及び万浄園のいずれの施設においても焼却処理後、埋立処分としており、当面の間はこれまで通りの処分体制で対応していきます。

余剰汚泥については、中部衛生センターにおいて脱水乾燥後、コンポストとして農地還元を行っており、当面の間はこれまで通りの処分体制で対応していきます。また、つばき園及び万浄園では、脱水・焼却処理後に埋立処分を行っており、当面の間はこれまで通りの処分体制で対応していきます。